

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業績向上を目指し、企業価値を拡大することにより、株主に対して利益を還元していくことと同時に社会的責任を果たすことを基本とし、これらを実現するため経営の効率化、迅速化または透明性の向上に努めております。

「三陽商会 企業理念」(当社ホームページ[<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>]に掲載いたしております。)における「CSR基本方針」として、以下を掲げております。

「ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4】

当社は、現時点で議決権の電子行使を可能とするための環境作り、および招集通知の英訳の対応が出来ていませんが、当社の株主構成を勘案し、より株主が議決権行使をしやすい環境整備を引き続き進めます。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3】

当社は、各取締役から取締役会のあり方や運営方法に関する評価・意見などを確認し、外部の第三者視点から取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の運営等の改善に活用しており、現在の取締役会のあり方には実効性があることを確信しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業機会の創出や取引協業関係の維持を基本として政策的に他社株式を保有することがあります。政策保有株式の議決権行使に際しては、その議案の内容が発行会社の株主価値の向上に資するものか否かの観点や、当社の企業価値に与える影響等を勘案して、議決権行使の判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役が会社法に定める利益相反取引や競業取引を行う場合、取締役会の事前承認を必要とし、加えて、取引を行った場合は遅滞なくその取引について取締役会に報告することとしております。

当社または関係会社もしくは子会社の取締役、またはその近親者との取引について、年に1回取締役会に対して個別に調査票を配布してその有無を確認しております。

主要株主、その他の関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法その他適用される法令ならびに東京証券取引所の規定に従って、適切に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、中期経営戦略等を当社ホームページに掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書に記載しております。

(3) 当社は、役員の報酬(基本報酬、賞与)については、株主総会の決議により取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の最高額を定めており、各役員の基本報酬額はその役位ごとに定める標準月額報酬に基づき、賞与については過年度の業績等に基づき、取締役会および監査役会の協議により決定しております。

(4) 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の任意の諮問委員会として[指名委員会]を設置し、取締役、監査役および役付執行役員(以下「役員等」といいます)の指名について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名の決定に関する手続の客観性および透明性を確保しています。指名委員会の設置により、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図ります。なお、取締役候補者の指名については、原則として執行役員、部長職またはこれと同等の職務に1年以上従事した者で経営者として必要な能力、取締役としてふさわしい人格・見識を有することを条件としております。監査役候補者の指名については、豊富な業務経験、適切な監督・監査に必要な独立性・能力、監査役としてふさわしい人格・見識を有することを条件としております。社外取締役・社外監査役候補の指名については、経営に関する豊富な経験、または法律・会計等の様々な分野での専門知識を有し、社外取締役・社外監査役としてふさわしい人格・見識を有し、独立性を確保し得ることを条件としております。

(5) 取締役および監査役候補の個々の選任理由については「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役会規則に定める決議事項や経営上の重要事項について意思決定を行っており、経営陣への委任の範囲については、取締役執務規程、執行役員規程、職務分掌規程により、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関および意思決定者

に対して、決済、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-8 独立性社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役は、経営に関する豊富な経験、または法律の分野での専門知識を有する弁護士および企業経営者から構成され、その専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見および取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行います。

【原則4-9 独立性社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社において、社外取締役ならびに社外監査役を選任する際の独立性の基準は、東京証券取引所など国内の金融取引所が定める「社外役員の独立性基準」に基づいており、社外取締役・社外監査役候補の指名については、経営に関する豊富な経験、または法律・会計等の様々な分野での専門知識を有し、社外取締役・社外監査役としてふさわしい人格・見識を有し、独立性を確保し得ることを条件としております。社外取締役・社外監査役の独立性の基準については、以下となります。

【社外役員の独立性基準】

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものとみなしております。

1. 主要な取引先関係

当社を主要な取引先*1)とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先*2)もしくはその業務執行者

2. 社外専門家関係

当社から役員報酬以外に多額*3)の金額その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）

3. 当社の監査法人

当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者

4. 寄付先関係

当社から多額*4)の寄付を得ている者（当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう）

5. 大株主関係

当社の議決権の10%以上を実質的に有する者またはその業務執行者

6. 過去該当事関係

最近において上記1～5に該当していた者

7. 近親者関係

上記1～6に該当していた者（重要でない者を除く）の近親者

【注】

*1)「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。

*2)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。

*3)ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。

*4)ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の任意の諮問委員会として「指名委員会」を設置し、取締役、監査役および役付執行役員（以下「役員等」といいます）の指名について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名の決定に関する手続の客観性および透明性を確保しています。指名委員会の設置により、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図ります。なお、取締役候補者の指名については、原則として執行役員、部長職またはこれと同等の職務に1年以上従事した者で経営者として必要な能力、取締役としてふさわしい人格・見識を有することを条件としております。監査役候補者の指名については、豊富な業務経験、適切な監督・監査に必要な独立性・能力、監査役としてふさわしい人格・見識を有することを条件としております。社外取締役・社外監査役候補の指名については、経営に関する豊富な経験、または法律・会計等の様々な分野での専門知識を有し、社外取締役・社外監査役としてふさわしい人格・見識を有し、独立性を確保し得ることを条件としております。社外取締役・社外監査役の独立性の基準については、前述【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】項に記載の【社外役員の独立性基準】の定めのとおりです。取締役および監査役候補の個々の選任理由については「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役が上場会社の役員を兼任する場合は、当社の役員としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、取締役会の承認により行います。社外取締役および社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行います。

【原則4-14 取締役・監査役トレーニング】

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分発揮されるよう、経営企画部が中心となり、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しております。また社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明・関連情報の提供を行うほか、就任時オリエンテーション、経営陣幹部との対話など当社の業務内容を理解する機会を継続的に提供しております。社内取締役および執行役員を対象に、外部講師による「企業のコンプライアンス」に関する講義を年1回、「コーポレートガバナンスと内部統制」に関する研修を半期に1回実施します。

また、人事総務本部人事部主催にて、新任の社内取締役および執行役員に対する外部セミナーへの参加を義務化します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との積極的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識し、そのためにIR担当役員およびIR担当部署を中心に、株主・投資家との対話の場を積極的に設けております。株主・投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、適宜スモールミーティングを実施しております。また、当社における株主構成を踏まえ、決算説明会資料、中期経営計画等の英語版を作成するとともに、当社ホームページで開示し、海外の株主・投資家へ情報提供を進めております。

（当社ホームページ（<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>））

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	8,523,000	6.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)	7,578,000	6.00
三菱商事株式会社	4,469,730	3.54
株式会社三越伊勢丹	4,163,378	3.30
八木通商株式会社	4,000,000	3.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,606,454	2.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,517,000	2.79
三井物産株式会社	3,454,268	2.74
三井住友信託銀行株式会社	3,000,000	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,820,000	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松田 清人	他の会社の出身者											
矢野 雅英	他の会社の出身者											
椎名 幹芳	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 清人	○	――	企業経営者として金融全般における豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や豊富な知識・経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社取引先金融機関の出身者ではありますが、現在は独立性に影響を及ぼすものではないと認識しております。また、一般株主との利益相反の可能性がないため、独立役員の指定をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しております。

矢野 雅英	○	——	企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、かつ当社事業に理解が深く、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、大株主企業である主要取引先商社の出身者ではありますが、現在は独立性に問題はないと認識しております。また、一般株主との利益相反の可能性がないため、独立役員の指定をしております。 当社は同氏との間で、会社法427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しております。
椎名 幹芳	○	——	企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、かつ当社事業に理解が深く、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、大株主企業である主要取引先商社の出身者ではありますが、現在は独立性に問題はないと認識しております。また、一般株主との利益相反の可能性がないため、独立役員の指定をしております。 当社は同氏との間で、会社法427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—

補足説明

当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問委員会として「指名委員会」を設置し、取締役、監査役および役付執行役員（以下「役員等」といいます）の指名について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の氏名の決定に関する手続の客観性および透明性を確保しています。指名委員会の設置により、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図ります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、監査役は外部会計監査人から監査計画および監査報告書の説明を受けるほか、事業所の往査および監査講評に立ち会っております。また、監査役と外部会計監査人は四半期に1回の定期的な会合を持ち、監査全般、内部統制、事業リスク等に係る様々な情報交換を行ない、適正な監査のための監査日程や監査体制の確保に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の監査役は内部監査部門と連携し、監査を行うために必要な情報収集を行うとともに、常勤監査役を中心として、執行部門への情報を求める

ものとしております。
当社の内部監査室は、社長に対して定期的に監査の実施状況の報告を行うこととしており、併せて取締役・監査役への報告を通して連携強化に努めております。内部監査室との社外監査役に対する情報提供は、2ヶ月毎開催される「内部監査室定期会合」で社長への報告事項と同様の資料で、適時情報を提供されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
玉井 泉	他の会社の出身者													
三浦 孝昭	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉井 泉	○	_____	企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社主要取引先金融機関の出身者ではありますが、現在は独立性に問題はないとの認識をしております。また、一般株主との利益相反の可能性がないため、独立役員の指定をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。
三浦 孝昭	○	_____	公認会計士としての専門的見地および豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社会計監査人である監査法人の出身者ではありますが、当社社外監査役就任時には同法人を退職しており、公認会計士として独立性が高いものと認識しております。また、一般株主との利益相反の可能性がないため、独立役員の指定をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役の執行業務内容、責務に見合う報酬を付与していると考えており、特段のインセンティブ付与に関する施策は現在のところは必要は無いと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、「有価証券報告書」、「事業報告(招集通知添付書類)」にて全取締役報酬の総額を開示しております。
2016年度につきましては、次の通りです。
「取締役を支払った報酬217百万円」

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬(基本報酬・賞与)については、株主総会の決議により取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の最高額を定めており、各役員の基本報酬額はその役位ごとに定める標準月額報酬に基づき、賞与については過年度の業績等に基づき、取締役会および監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役に對しては取締役会事務局である総務部ならびに経営企画部が、社外監査役に對しては監査役の補助使用人が、業務の補助、その他事務処理、連絡等の業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は現在7名の取締役で構成されております。この7名のうち、経営体制の一層の強化と監督機能の充実のため、社外取締役に3名選任しております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定するとともに、コンプライアンスの徹底を図り、業務の執行状況を監督する機関として位置付けられております。
会社に大きな影響を及ぼす重要事項につきましては多面的な検討と意思決定のため、取締役(社外取締役に除く)および取締役会が任命する者により構成される「経営会議」を設置しております。

また、執行役員制度を導入し、経営の戦略的意思決定機能および業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、迅速な意思決定と業務執行が可能な経営を行っております。
上記の「取締役会」、「経営会議」および「執行役員会」は其々原則毎月開催しております。
取締役の選任は株主総会で行い、代表取締役および役付取締役の選定は取締役会で行なっております。
また、取締役の報酬総額決定は株主総会の承認を得ております。

監査の状況に関しましては、会計監査人、監査役/監査役会、関係会社監査役、内部監査室が相互に連動・補完して機能しております。監査役会

は常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されており、社外監査役2名のうち1名は公認会計士を選任しております。なお、内部監査室は社長直轄の組織であり、現在4名で構成されております。

なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、財務金融をはじめとして経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有する和田孝夫氏を補欠監査役として選任しております。

また、内部監査は作成した計画に基づき定期的に行われております。

業務を執行した公認会計士の氏名等

所属監査法人……有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員……櫻井 紀彰

指定有限責任社員 業務執行社員……春山 直輝

指定有限責任社員 業務執行社員……川端 美穂

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士:12名 その他:13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を確保するため、監査役設置会社形態を基礎として、独立性のある社外取締役・社外監査役の選任による経営監督機能の強化や、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図り、実効性のある企業統治体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、東京証券取引所・東京上場会社情報サービスや当社ホームページへ電子的に公表します。
その他	総会運営のビジュアル化およびIRを意識した経営計画の説明

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後(第2四半期決算・本決算)にアナリストに対し「決算説明会」を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(四半期含む)、決算説明会資料、財務ハイライト、経営計画「SIP2017」、決算情報以外の適時開示資料の掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営統轄本部経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR基本方針」の中で、「事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。」としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSR基本方針」を定めた上で、「CSR推進委員会」「環境対策プロジェクト」「CSR全社連絡会議」の会議体を中心に運営を行い、社内体制の構築や社員に対する意識啓発に積極的に取り組んでいます。(当社ホームページ(http://www.sanyo-shokai.co.jp/)に掲載)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、これまでも「三陽商会 企業理念」の中のCSR基本方針、就業規則、各種の規程・ルールに基づき、適正・適切な業務執行に努めて参りましたが、従来に増してこれらがより確実に執行される内部統制体制の整備を目指し、経営会議直轄の「内部統制委員会」を2006年に設置致しました。また、内部統制整備を推進する組織として「内部統制推進室」を2007年1月に設置致しました。2017年、組織改編に伴い、内部統制機能を社長直轄の内部監査室に移管し統合致しました。

この「内部統制委員会」と「内部監査室」を中心に、現状の業務内容・業務フローおよび業務に深く関わるITシステム等についてのリスクを再度詳細に分析・評価した上で、業務改革・改善に今後とも努めて参ります。

これらにより、株式公開企業である当社にとって必要不可欠な条件である「財務報告の信頼性」を経営者の責任において確保することが可能になると考え、株主をはじめとするステークホルダーの方々、さらには社会に対する責任を今後とも果たして参ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「三陽商会 企業理念」の「企業行動基準」の中に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わらない旨を規定しております。

上記「三陽商会 企業理念」は当社ホームページ(<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>)に掲載致しております。また全社員が閲覧可能な当社WEB掲示板に掲載し全社への啓発を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1) 情報の管理体制と収集・把握

当社はIT戦略本部、マーケティング＆コミュニケーション本部、事業本部、人事総務本部および経理財務本部ならびに全体を統轄する経営統轄本部の6本部制で構成されており、各本部が管轄する情報を収集・把握・管理しております。

(2) 適時開示の判定

重要な決定事実については、毎月開催する定時取締役会および経営会議において決定されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。開示の判定については、適時開示規則に従い、当該情報の開示の必要性の有無を検討し、必要に応じて会計監査人ならびに弁護士等によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

(3) 適時開示の実施

開示が必要と判定された重要事項については、経理財務本部、人事総務本部、経営統轄本部経営企画部が連携し、迅速に開示を行うよう努めております。

コーポレート・ガバナンス体制および内部統制の模式図

